

公共施設等への太陽光発電設備等導入事業プロポーザル質問及び回答

(オンサイトPPA)

No.	質問項目	質問内容	回答
1	実施要領 4	大垣市入札参加資格者名簿とは物件入札参加者資格名簿、入札参加資格者名簿（工事）のどちらでしょうか？	物件入札参加資格者名簿への登録が必要となります。
2	実施要領 4	大垣市入札参加資格者名簿について、参加申込時点では未登録でも、契約締結時点までに登録見込みであれば参加可能との理解で良いでしょうか。登録見込みを示す書類、申請受付時期、登録完了期限をご教示ください。	お見込みのとおりです。 入札参加資格者名簿への登録は市契約部門に必要書類を申請していただき登録がされます。そのため、申請されましたら、環境政策課へ連絡いただき、こちらから市契約部門へ確認を取りますので、登録見込みを示す書類の提出は不要です。 申請受付時期については随時受付しており、登録には3日～1週間程度かかります。 登録完了期限については、契約締結（令和9年4月予定）前までに登録を完了してください。
3	実施要領 4	入札参加資格者名簿への登録は、代表事業者のみで足りるのでしょうか。共同事業者、EPC施工会社、O&M会社、小売電気事業者にも登録が必要かご教示ください。	共同事業者構成表（様式2）に記載された構成員は登録する必要があります。

No.	質問項目	質問内容	回答
4	実施要領 6-(3)	構造計算書、竣工図、屋根伏図、防水仕様書、キュービクル単線結線図、既存受電設備資料、30分値デマンドデータ、月別電力使用量は資料閲覧時に確認可能でしょうか。撮影可能な範囲もご教示ください。	提案資格があると判断した事業者のみ、資格審査結果通知とともに資料を送付します。 なお、データで保管していない構造計算書等については、資料閲覧時に閲覧可能です。撮影範囲の制限はございません。 なお、施設によっては保有していない資料もありますのでご了承ください。
5	仕様書 3	各候補施設の図面（CADデータ含む）について提供は可能でしょうか。	提供可能です。 提案資格があると判断した事業者のみ、資格審査結果通知とともに資料を送付します。
6	実施要領 8	候補施設の現在の電気料金・デマンドデータについて提供は可能でしょうか。	デマンドデータのみ提供可能です。 提案資格があると判断した事業者のみ、資格審査結果通知とともに資料を送付します。
7	実施要領 6-(2)	各施設の既存キュービクル容量、予備遮断器、CT・VT余裕、OVGR・RPR等の保護継電器設置要否、停電作業可能時間帯について、資料閲覧または現地見学時に確認可能でしょうか。	ご質問の内容については、現地見学時に確認可能です。 ただし、停電作業可能時間帯については、契約候補者選定後の詳細協議において協議します。

No.	質問項目	質問内容	回答
8	実施要領 6-(3)	設置場所の図面資料（直近の確認申請書一式、建築図面、構造図面、設備図面、竣工図、改修履歴）、供給予定施設の消費電力量の30分デマンドデータは開示されますでしょうか。 なお、デマンドデータについてはエクセルデータにて頂くことは可能でしょうか。	提案資格があると判断した事業者のみ、資格審査結果通知とともに資料を送付します。 デマンドデータはエクセルデータにて提供予定です。 なお、施設によっては保有していない資料もありますのでご了承ください。
9	実施要領 7-(1)-①	共同事業者と協力会社・下請会社の区分について、P P A事業者、施工会社、保守会社、小売電気事業者をどの範囲まで共同事業者構成表に記載すべきかをご教示ください。	本事業において契約の当事者となる法人（共同して事業を実施する法人）を共同事業者として構成表に記載してください。P P A事業者（代表事業者）は必須です。施工会社、保守会社、小売電気事業者については、契約の当事者として事業に参画する場合は共同事業者として記載し、下請・協力会社として関与する場合は記載不要です。
10	実施要領 7	提案意向申出書提出後、施工会社、保守会社、小売電気事業者、機器メーカー等の変更または追加は可能でしょうか。	実施要領4-(4)に記載のとおり、応募申込受付期間終了後に共同事業者の構成員の変更及び追加は、原則認めません。ただし、機器メーカーの変更は可能です。
11	実施要領 7	一級建築士、電気主任技術者等について、応募者の直接雇用者である必要がありますでしょうか。外部協力会社または委託先の有資格者でも体制要件を満たすかご教示ください。	直接雇用である必要はありません。 外部協力会社または委託先の有資格者でも問題ありませんが、実施要領4-(8)に記載のとおり、本事業を実施する体制の中に有資格者が含まれるようにしてください。

No.	質問項目	質問内容	回答
12	実施要領 7-(2)	施設見学・資料閲覧後の質疑は可能でしょうか。	施設見学・資料閲覧後の質疑に関しては可能です。
13	実施要領 7-(2)	質疑回答不可の場合、不明点については条件を付けての提案としてもよろしいでしょうか。	可能です。
14	実施要領 8	構造調査、屋根状態、既存受電設備容量等の結果、一部施設のみ設置可能と判断した場合、一部施設のみの提案または導入は可能でしょうか。	一部施設のみの提案または導入は可能です。
15	実施要領 8-(1)-②	加入すべき保険について詳細をご教示ください。	仕様書3-(6)-⑤-1)のとおり、損害保険や賠償責任保険等への加入が必要です。工事中や維持管理等に必要と考えられる保険へ加入してください。
16	実施要領 10	県外事業者が代表事業者として応募する場合、所在地による評価上の不利はありますでしょうか。また、市内・県内事業者を施工、保守、地域対応で活用する場合、評価対象となるかご教示ください。	評価内容の細部に関する質問であるため、お答えできません。
17	仕様書 3-(1)-①	補助対象経費で除かれる項目はございますでしょうか。	個別判断はできかねるため、環境省が公表している対象経費を参照してください。 https://policies.env.go.jp/policy/roadmap/grants/ 地域脱炭素移行・再エネ推進交付金規程＞実施要領＞地域脱炭素移行・再エネ推進交付金 実施要領（別表1-4・対象経費）のうち別表第1（交付対象事業費：設備整備事業）

No.	質問項目	質問内容	回答
18	仕様書 3-(1)-①	補助対象経費と補助対象外経費について、設計費、構造計算費、足場費、防水関連費、キュービクル改修費、計量器、監視装置、通信機器、蓄電池、フェンス、撤去費、保険料がどちらに該当するかご教示ください。	No.17のとおりです。
19	仕様書 3-(1)-⑦	現時点で想定している改修工事の計画、内容は開示いただけますでしょうか。	現時点において、各候補施設の具体的な改修工事の計画は確定していません。改修工事が発生する場合は、事前に事業者へ通知し、協議の上対応します。
20	仕様書 3-(1)-⑨	太陽光発電設備の設置について、架台固定のためのアンカーを直接屋根スラブに打込まないこととありますが、防水保証に影響がないようにとの解釈でよろしいでしょうか。それとも、防水機能に影響が無ければよろしいでしょうか。	防水保証に影響がないようにするためです。
21	仕様書 3-(1)-⑪	JC-STAR★1以上の適合ラベルについて、対象となる機器はPCS、蓄電池PCS、監視装置、データロガー、ルーター、クラウド通信機器のどこまで含まれるかご教示ください。	対象機器は、I P 通信を用いる製品（システム）が取得要件化の対象となります。 そのため、システム全体として I P 通信が行われる場合は、対象機器全てにおいて J C - S T A R の取得が必要です。

No.	質問項目	質問内容	回答
22	仕様書 3-(1)-⑫	南こども園のように施設側工事・竣工時期の影響を受ける案件について、事業者側の責によらず令和10年2月末に間に合わない場合の扱いをご教示ください。	仕様書3-(1)-⑫の記載の通り、協議した結果、令和9年度中の設置が困難であると判明した場合は、市が環境省に計画変更を申請し、計画変更が認められた場合のみ設置が可能となります。 そのため、提案いただいた場合でも、計画変更が認められない場合は、設置できない可能性があります。
23	仕様書 3-(2)-⑧	「事業期間終了後は設備を使用可能な状態にし、市へ無償譲渡すること」と記載ありますが、使用可能な状態とは経年劣化等による効率低下などがあっても発電できる状態であればよいという認識で問題ありませんでしょうか？	お見込みのとおりです。
24	仕様書 3-(2)-⑧	事業期間終了後、オンサイト設備を市へ無償譲渡する場合、譲渡後の保守責任、残存保証、撤去希望時の協議可否をご教示ください。	無償譲渡後の保守責任は市が負うこととなります。残存保証については、メーカー保証が残っている場合はその保証も含めて譲渡していただきます。譲渡時に市が設備の撤去を希望する場合の取扱いについては、契約候補事業者と協議の上決定して参ります。
25	仕様書 3-(4)	国交付金相当額は提案価格から控除するとの理解でよいでしょうか。控除方法は、初期投資額から控除してPPA単価を算出する考え方でよいかがご教示ください。ストレージパリティ補助金、他の自治体補助金は契約期間中、PPA電気代の請求時に値引きで控除が分かりやすいとの事。	お見込みのとおりです。 初期投資額から国交付金相当額を控除し、PPA単価を算出してください。

No.	質問項目	質問内容	回答
26	仕様書 3-(4)	提案価格は税込で提示する との理解でよいでしょうか。 また、評価上比較される単価 は税込・税抜のどちらでしょ うか。	お見込みのとおりです。 比較の単価は税込となります。
27	仕様書 3-(4)	契約単価は候補施設ごとの ご提案でよろしかったでしょ うか？	お見込みのとおりです。
28	仕様書 3-(6)	陸屋根、折板屋根、金属屋根 それぞれについて、アンカー 固定、置基礎、接着基礎、ハゼ 掴み金具、ビス固定等の許容 条件をご教示ください。	陸屋根については、置基礎、接着基礎 を基本とし、折半屋根、金属屋根につい ては、既存防水に影響がない工法（ハゼ 掴み金具）を基本とします。
29	仕様書 3-(6)-②	非常時・停電時利用は必須 要件でしょうか、加点要素で しょうか。蓄電池を導入しな い施設があっても提案として 認められるかご教示くださ い。	仕様書3-(5)-②-3)のとおり、地域防 災拠点・避難所等である施設につい ては、必要に応じて蓄電池を導入し、非常 時にも特定負荷に電力を供給できる設 備を構築することとしています。別紙1 に「指定避難所」の有無を記載していま すので確認してください。指定避難所 である施設については蓄電池の導入を 強く推奨します。それ以外の施設につ いては事業者の提案によりますが、評 価基準の「災害時、非常時の電力供給」 において評価されます。
30	仕様書 3-(6)-②	蓄電池を導入する場合、求 められる安全基準、保証期間、 認証、容量要件、特定負荷への 供給要件をご教示ください。	仕様書3-(6)-②のとおりです。
31	仕様書 別紙1	各候補施設の屋根形状（陸 屋根、折半屋根）をご教示願 います。	提案資格があると判断した事業者の み、資格審査結果通知とともに資料を 送付します。

No.	質問項目	質問内容	回答
32	仕様書 別紙1	施設ごとに異なるPPA単価を設定することは可能でしょうか。それとも全施設一律単価が望ましいでしょうか。オンサイトでは施設ごとに提案限度額が設定され、資格審査後に通知されるとされています。	施設毎に異なるPPA単価を設定することは可能です。
33	仕様書 別紙1	設置場所について、住所敷地内の設置可能な建物の詳細位置について示していただけないでしょうか。	提案資格があると判断した事業者のみ、資格審査結果通知とともに資料を送付します。
34	仕様書 別紙2	実際の交付決定額が提案時の想定額または交付限度額を下回った場合、PPA単価、契約条件、導入容量について協議・見直しは可能でしょうか。	実施要領3-(5)に記載のとおり、内容が変更となる可能性があるため、協議・見直しは可能です。 契約条件については、契約締結前に限ります。なお、PPA単価については、提案限度額以下での見直しとなります。 導入容量については、反射光の影響を考慮する等、やむを得ない理由により見直しは可能です。
35	仕様書 別紙2	国交付金が不採択、減額、年度変更となった場合、協定締結前後に発生した設計費、現地調査費、構造検討費、系統協議費等の扱いをご教示ください。	実施要領3のとおり、本プロポーザルは解除条件付きの募集であり、国交付金の交付決定を前提としています。国交付金が不採択・減額等となった場合は、本事業自体が成立しない可能性があります。プロポーザルへの応募に係る費用については、実施要領14-(2)のとおり、すべて提案者の負担となります。

No.	質問項目	質問内容	回答
36	仕様書別紙2	協定締結後、契約締結前に発生した費用について、契約不成立または交付金不採択となった場合の負担区分をご教示ください。	No.35のとおりです。
37	仕様書別紙2	中東情勢などの特殊な事情の場合は物価上昇に関して費用の負担については協議頂けますでしょうか。	仕様書別紙2のリスク分担表のとおり、物価変動リスクは事業者負担となります。特殊事情を加味した提案をお願いします。
38	-	固定資産税の納付について有無をご教示ください。	行政財産使用許可に基づく設置であっても、事業者が所有する設備には固定資産税（償却資産）が課税されます。
39	-	ご提供いただく構造計算書には、パネル設置予定箇所の「1㎡あたりの荷重の余裕（余力）」が記載されているという認識でよろしいでしょうか。 当該図面の内容を正とし、パネルの重量がその荷重範囲内に収まるようであれば、別途費用をかけての構造計算（再計算）は行わず、設置可能と判断してよろしいでしょうか。	市が提供する構造計算書に荷重余裕が明示されている場合、その数値を参考としていただくことは可能です。ただし、仕様書3-(5)-①-2)のとおり、設備設置後の荷重増加等の影響について、長期荷重・地震力・風圧力・積雪荷重等に対して施設の耐久性に問題がないことを書面により報告することが必要です。構造計算書の内容から設置可能と判断できる場合には再計算は不要ですが、判断が困難な場合は事業者の責任において構造確認を行ってください。
40	-	設備設置の完了報告期限について、全施設一括で令和10年2月末までに完了する必要がありますでしょうか。施設ごとの段階的な完了報告は可能でしょうか。	市への交付申請を全施設まとめてしていただきますので、完了報告も全施設一括をお願いします。

No.	質問項目	質問内容	回答
41	-	国交付金の交付決定前に、詳細設計、系統協議、構造検討、現地調査、機器選定、施工会社見積取得等を開始してよいか、可能な業務範囲をご教示ください。	ご質問の内容であれば、国交付金の交付決定前に開始することは可能です。
42	-	既存防水保証が残っている場合、太陽光設置による保証失効リスクの扱い、保証者との協議主体、追加防水工事の費用負担区分をご教示ください。また各施設の防水状況や防水工事負担は自治体が負担する認識で良いか？	施工方法については、市建築部門と詳細な協議を実施し、既存防水に影響のない施工方法とします。その上で、工事により雨漏りが発生した場合は、事業者負担となります。